

滝沢第二小学校 P T A会則

第1章 総 則

第1条<名称・事務局>

この会は、滝沢第二小学校PTAと称し、事務局を滝沢第二小学校内におく。

第2条<組 織>

この会は、次の者をもって組織する。

- 1 滝沢第二小学校に在学する児童の父母、またはこれに代わる者
- 2 滝沢第二小学校の教職員
- 3 学区内に居住し、この会の趣旨に賛同する者

第3条<目 的>

この会は、地域の実態に立脚して教育の振興刷新を図り児童の福祉を増進することを目的とする。

第4条<方 針>

この会は、第3条の目的を達成するため、次の方針に従って事業を行う。

- 1 学校、家庭、社会の連絡を密にし、児童の教育に協力援助する民主団体として活動する。
- 2 すべての児童に勉学のよき機会を与える。
- 3 児童の家庭及び社会における生活の指導をなし、地域諸団体と連絡提携して教育的環境をつくる。
- 4 会員の修養親睦を図る。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な活動

第2章 会 議

第5条<会 議>

この会は、次の会議をもつ。

1 総 会

- (1) 総会は、この会の最高議決機関であって、毎年1回4月にこれを開く。ただし、執行委員会で必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時にこれを開くことができる。総会は、会長が招集する。

総会は、次のことを決める。

- | | |
|---------------|----------------|
| ア この会の会則の改正 | イ 事業の大綱及び会費の決定 |
| ウ 予算の決定、決算の承認 | エ 役員の承認 |
| オ その他重要な事項 | |

2 執行委員会

- (1) 執行委員会はおおよそ次のことを決め、処理する。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ア 総会から委任された事項 | イ 予算更正に関する事項 |
| ウ 細則の制定と改廃に関する事項 | エ 部会、特別委員会の連絡調整に関する事項 |
| オ 総会提出案件に関する事項 | カ その他緊急を要する事項 |

第6条<議 決>

会議は多数をもって決し、同数の場合は、議長が決める。

第3章 役員、顧問及び事務局

第7条(役 員)

この会に、次の役員をおく。その任期は1年とし、重任できる。ただし、補欠による役員の任期は、前
者の残任期間とする。

1 会 長	1名	2 副会長	3名
3 執行委員	若干名	4 監査委員	2名

第8条(任 務)

役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これに代わる。また会務の円滑な運営のため諸連絡、調整にあたる。
- 3 執行委員は、執行委員会を組織し、議事を審議するとともに、会務の運営にあたる。
- 4 監査委員は、会計を監査する。

第9条(顧 問)

この会に、顧問若干名をおくことができる。顧問は執行委員会に図り、会長がこれを委嘱するものとする。

第10条(事務局)

この会の事務処理及び運営のため、事務局長1名をおく。

事務局長の職務を分掌するため、諸会議や諸活動を補助する事務局員若干名、庶務・会計を担う事務局員若干名をおくことができる。

事務局長及び事務局員は、執行委員会にはかり、会長が委嘱する。

第4章 会 計

第11条(経 費)

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第12条(会計年度)

この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補 則

第13条(補 則)

この会の運営に関して必要な事柄は、細則として執行委員会にはかり、これを決める。

第14条(改 正)

この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

付 則 ·この会則は、昭和59年4月12日より施行する。

- 平成 元年4月14日、一部改 ·平成 7年4月19日、一部改正
- 平成12年4月15日、一部改 ·平成16年4月24日、一部改正
- 平成28年4月23日、一部改正

【 役員選挙に関する細則 】

- 1 この会の会長、副会長及び監査委員の候補者は、次の要領により選出し、総会において決定する。
 - (1) 会長、副会長及び監査委員の候補者は、執行委員から選出された若干名の役員選考委員によって選考し、総会に提案してこれを決定する。
 - (2) 役員選考委員会は、総会前に会議を開く。委員は、任務を終了したときをもって解任される。
- 2 役員選考委員会は、専門部の各部長及び教職員の代表者をもってあてる。委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 この細則の改正は、総会の承認を要する。

付 則
・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。
・平成12年4月15日、一部改正。

【 執行委員会に関する細則 】

- 1 執行委員会は、会長、副会長及び執行委員をもって構成する。
- 2 本会の顧問・事務局長及び庶務・会計は、執行委員会に出席する。
- 3 執行委員会は、会長が、必要に応じて招集する。
- 4 各専門部の教師側代表者が必要に応じて出席できる。
- 5 この細則の改正は、総会の承認を要する。

付 則
・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。

【 専門部に関する細則 】

- 1 この会の活動を円滑にするため、専門部をおく。専門部は次の5部とする。ただし、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。
 - (1) 広報部 (2) 保健体育部 (3) 厚生部 (4) 学年部 (5) 育成部
- 2 専門部は、次の事項を分掌し、処理する。
 - (1) 広報部
 - ア 広報活動に関すること
 - イ 児童の文化活動に関すること
 - ウ その他、必要な事項
 - (2) 保健体育部
 - ア 会員相互の体力づくりに関すること
 - イ 健康と安全活動に関すること
 - ウ 児童の体位向上、疾病予防に関すること
 - エ その他、必要な事項
 - (3) 厚生部
 - ア 会員相互の福利厚生に関すること
 - イ 地域環境の整備充実に関すること
 - ウ 児童の校外における健全育成に関すること
 - エ その他、必要な事項
 - (4) 学年部は、細則によって定める。
 - (5) 育成部は、細則によって定める。
- 3 専門部の部員は、学級PTAより選出された部員をあてる。各部の部長及び副部長は部員の互選とする。
- 4 部会は、専門部長が必要に応じて招集する。
- 5 この細則の改正及び特別委員会の設置は、総会の承認を要する。

付 則 ・この細則は、昭和59年4月12日より施行する。

- ・平成 元年4月14日、一部改正
- ・平成 7年4月19日、一部改正
- ・平成12年4月15日、一部改正
- ・平成16年4月24日、一部改正

【 事務局に関する細則 】

1 事務局長は、次の職務を行う。

- (1) 会長の指示に従って、この会の事務を総括する。
- (2) 会議に関する事項の提案をする。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整にあたる。
- (4) 事務局員とともに研修活動の企画運営にあたる。

2 事務局員は、次の職務を行う。

- (1) 事務局長の指示に従って、諸活動の企画運営にあたる。
- (2) 専門部会の円滑な運営の補助にあたる。
- (3) 対内外の諸事業に積極的に参加する。

3 庶務は、次の職務を行う。

- (1) 会議に関する事項の記録をとる。
- (2) 記録、文書、資料その他の書類の整備、保管

4 会計は、次の職務を行う。

- (1) 予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 監査委員の会計監査を経て、定期総会に決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。

5 この細則の改正は、総会の承認を要する。

付 則 ・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。

- ・平成16年4月24日、一部改正
- ・平成28年4月23日、一部改正

【 学年部に関する細則 】

1 学年部は、次のことにつとめる。

- (1) 児童の学習指導に関すること
- (2) 児童の生活指導に関すること
- (3) 学級・学年の教育環境に関すること
- (4) 学級児童の体育・文化、レクリエーション活動に関すること
- (5) その他必要と認める事項（PTAの研修活動等）

2 常に父母、教師及び会員相互の密なる連絡提携を図る。

3 学年部の部員は、学級PTAより選出された委員長、副委員長をあてる。

4 学級の委員長及び副委員長は、次の職務にあたる。

- (1) 委員長 学級・学年PTAのまとめ役をする。
- (2) 副委員長 委員長を助け、事故あるときはこれに代わる。研修活動に関する呼びかけをする。

5 次の部会をもつ。

(1) 年度当初の学年部会では、役員の選出及び新年度計画を話し合う。

(2) 必要に応じて部会をもち、学習と実践活動に努める。

6 学年部会は、学年部長が招集する。

7 この細則の改正は、総会の承認を要する。

付 則 ・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。

・平成12年4月15日、一部改正。

・平成16年4月24日、一部改正。

【 育成部に関する細則 】

1 育成部は、次のことに努める。

(1) 家庭教育の振興に関すること (2) 校外指導の充実に関すること

(3) 地域環境の整備に関すること (4) その他、必要と認めること

2 地区内の公民館及び関係機関・団体と協力して連絡提携を図る。

3 次の部会をもつ。

(1) 年度末(2、3月)に、育成部の年間の反省、役員の選出及び新年度計画を話し合う。

(2) 隨時、育成部会を開いて、健全育成の学習に努める。

4 子ども会育成会には、次の役員をおくようとする。

(1) 会長 子ども会育成会の運営に努める。

(2) 副会長 会長を助け、事故あるときはこれに代わる。

5 子ども会育成会は、会長が招集する。

6 子ども会育成会の中から、代表者若干名が執行委員となる。〈育成部長と副部長(ブロック長)〉

7 この細則の改正は、総会の承認を要する。

付 則 ・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。

・平成12年4月15日、一部改正。

【 滝沢第二小学校PTA慶弔規程 】

第1条 この規程は、滝沢第二小学校に在学する児童とその父母及び教職員を対象とする。

第2条 この規程に要する経費は、本会一般会計の慶弔費をこれに当てる。

第3条 慶弔の内容を次のように定める。

1 死亡弔慰金

2 災害見舞金

3 その他

第4条 第3条の規程に基づき、次のとおり贈るものとする。

1 死亡弔慰金 (1) 児童 5,000円

(2) 会員 5,000円

2 災害見舞金 家屋の全焼または半焼 5,000円

3 その他 その都度、会長・副会長の協議による。

第5条 この規程に基づく慶弔に対する返礼は受理しないものとする。

第6条 この規程の改正は、総会にはかって決める。

付 則 ・この細則は、昭和59年4月12日から実施する。

・平成12年4月15日、一部改正。

【 滝沢第二小学校PTA旅費に関する内規 】

第1条 この内規は、滝沢第二小学校に在学する児童とその父母及び教職員を対象とする。

第2条 この内規に要する経費は、本会一般会計の旅費をこれに当てる。

第3条 旅費の支出額について、以下の通りとする。

- 1 市内日帰り旅費 500 円(滝沢市)
- 2 管内日帰り旅費 1,000 円(岩手郡、盛岡市、八幡平市、紫波郡)
- 3 県内日帰り旅費 2,000 円(上記以外の県内市町村)
- 4 県外並びに宿泊を伴う旅費 実費を原則とし会長が額を決定する
- 5 その他 遠隔地並びに複数日に係る旅費については、その都度会長が額を決定する

第4条 旅費支給対象会議・研修会について

- 1 各PTA 連合会並びに各市町村が主催する会議・研修会
- 2 各研修会主催者から参加期待数により、本校PTAとして参加を求められる研修会
- 3 主催者より、旅費負担がない会議・研修会
- 4 その他 会長・副会長が協議し、支出適切と認めた会議・研修会

付 則 ・この内規は、平成23年4月16日から実施する。

・平成26年4月22日一部改正。(滝沢市制移行による)